

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

令和元年8月1日改正

1 規模(面積)

一般住宅	共同居住型住宅(シェアハウス)※
・各住戸の床面積が25㎡以上 (ただし、共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室がある場合は18㎡以上)	・各専用部分の床面積が9㎡以上 ・住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上

★茨城県のための緩和基準

一般住宅	共同居住型住宅(シェアハウス)※
・住宅確保要配慮者の範囲にDV被害者や児童養護施設退所者など比較的短期間の居住を前提とした者を含む場合は、各住戸の床面積が18㎡以上	・緩和なし

※共同居住型住宅(シェアハウス)について

- ・共同利用する居間、食堂、台所、その他居住の用に供する部分を有する賃貸住宅。
- ・各専用部分の定員は1名。
- ・各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積は含み、他の設備の床面積は含まない。
- ・居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人を含む。

2 構造

- ① 消防法、建築基準法等に違反しないものであること
 - ② 新耐震基準(昭和56年6月1日以降着工)を満たすこと
- ・旧耐震基準(昭和56年5月31日以前着工)による建物であっても、新耐震基準並みの耐震性があれば登録可能。

3 設備

一般住宅	共同居住型住宅(シェアハウス)
・各住戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えること (ただし、台所、収納設備及び浴室又はシャワー室は、共同利用に適したものがあある場合、各住戸に備えなくてもよい。)	・住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること ・便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は、定員5人に1つ以上の割合で備えること (例えば、定員4人であれば各設備は1つ、6人であれば2つ必要)

・平成30年7月10日の省令改正により、一般住宅の洗面設備は必須ではなくなった。

4 賃貸条件 その他

- ① 入居を不当に制限しないこと
- ② 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- ③ 国の基本方針に照らして適切なものであること